

秋田市告示第257号

次のとおり本市の字の区域を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定に基づき告示する。

この変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずるものとする。

令和5年10月6日

秋田市長 穂 積 志

変更前の字の区域	変更後の字の区域
秋田市檜山字石塚谷地 454番3から454番11まで、454番13から454番16までおよびこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部	秋田市上北手荒巻字鳥越
秋田市上北手荒巻字割田 4番、6番から9番まで、30番から32番までおよびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	秋田市上北手荒巻字前田